

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2019.5.18

ピムコ世界金融ハイブリッド証券 戦略ファンド (毎月決算型・通貨プレミアム)

追加型投信／内外／その他資産(ハイブリッド証券)



商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉) 補足区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
追加型	内外	その他資産 (ハイブリッド 証券)	その他資産 (投資信託証券(資産複合 (ハイブリッド証券)(通貨 オプション)))	年12回 (毎月)	グローバル (日本含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行う「ピムコ世界金融ハイブリッド証券戦略ファンド(毎月決算型・通貨プレミアム)」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年5月17日に関東財務局長に提出しており、2019年5月18日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

委託会社: SBIアセットマネジメント 株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第311号
設立年月日: 1986年8月29日

資本金: 4億20万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 2,537億42百万円
※2019年2月末現在

受託会社: 三井住友信託銀行株式会社
(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>

SBI アセットマネジメント株式会社

●ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

●電話番号 03-6229-0097

(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定的な配当等収益の確保及び信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主として、外国投資信託への投資を通じて世界の金融機関が発行するハイブリッド証券へ投資を行うとともに、円に対する米ドルのカバードコール戦略を活用し、安定的な配当等収益の確保を目指します。

- 外国投資信託である「ピムコ バミューダ キャピタル セキュリティーズ ファンドCークラスJ(C-USD)」への投資を通じ、主に世界の金融機関が発行するCoCo債等のハイブリッド証券に投資します。なお、ハイブリッド証券以外に普通社債等に投資する場合もあります。
- 信用リスク等に注視しながら組入銘柄の選定を行うことで相対的に高い利子収入の獲得を目指します。
- 米ドル(対円)にかかるコールオプションの売りを行うカバードコール戦略により、オプションプレミアム収入の獲得を行い、損失の軽減や利益の上乗せを目指します。

※外国投資信託では米ドル以外の通貨で発行されるハイブリッド証券にも投資しますが、原則として、実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行います。

2 ハイブリッド証券運用において高い専門性を有するピムコ社が実質的な運用を行います。

- 主要投資対象である外国投資信託は、ピムコ社(PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC)が運用を行います。
- また、本ファンドの外国投資信託の運用指図にかかる権限をピムコジャパンリミテッド*に委託します。

*ピムコジャパンリミテッドは、ピムコグループの日本拠点です。

ピムコ社の概要(2018年12月末現在)

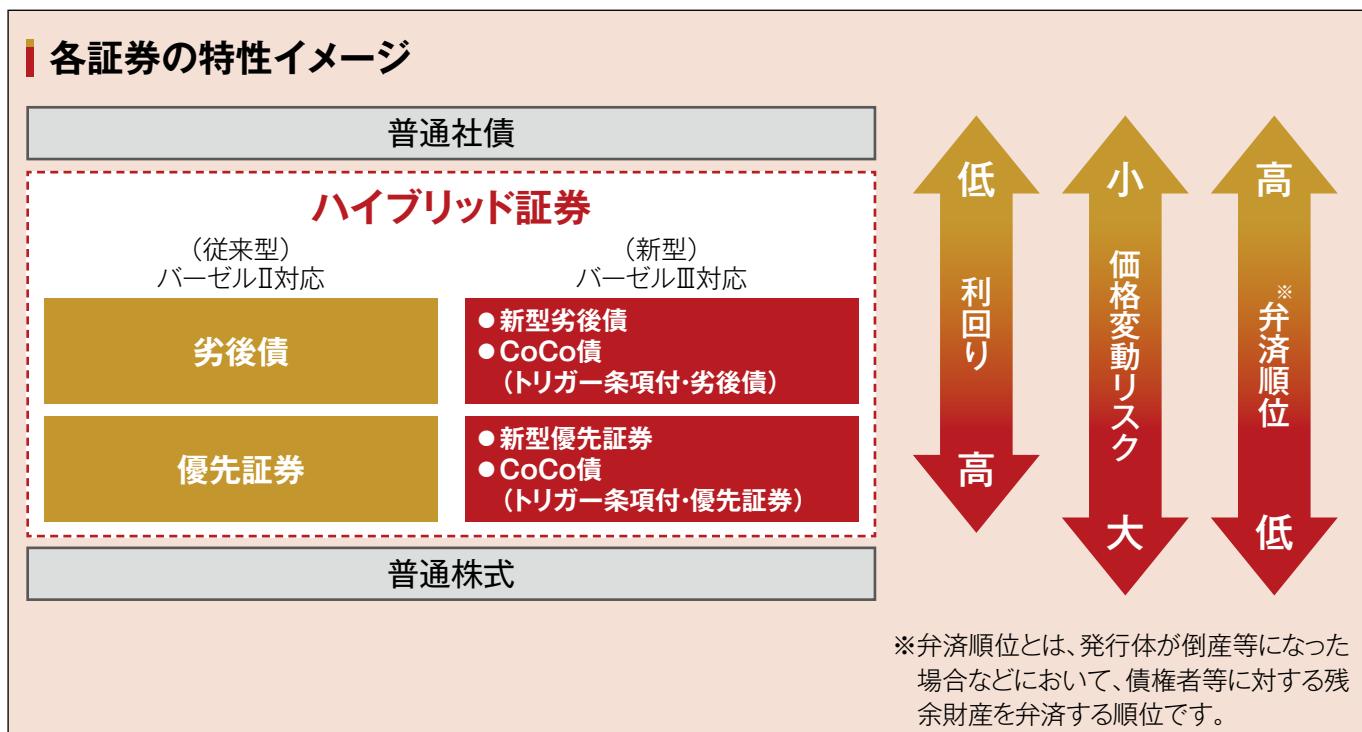
- 1971年、米国カリフォルニア州ニューポートビーチで設立
- 債券運用残高では世界最大級のアクティブ運用会社
- ピムコグループの運用資産総額は約1.66兆米ドル(約182兆円)
- 米国のほか、ロンドン、ミュンヘン、東京、シンガポール、シドニー、トロント、香港等を拠点にグローバルにビジネスを展開

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

ハイブリッド証券の特性

- ハイブリッド証券とは、債券と株式の両方の特性を併せ持った証券のことをいいます。
- 利率または配当率が定められている等、債券に類似した性質を持っています。
- 多くが大手金融機関によって発行され、一部を資本として自己資本の計算に算入できるなど、株式に類似した特徴も持っています。



劣後債

発行体の経営破綻等、一定の劣後事由が発生した場合に、元利金の支払いが普通社債などよりも低い順位となる債券です。

優先証券

普通社債や劣後債と比べて利回りは高く、より株式に近い性質を有する証券です。劣後債に比べると価格変動が大きく、一定の劣後事由が発生した場合、元利金等の支払いについては劣後債よりも低い順位となります。

※優先証券には優先株式も含まれます。

CoCo債

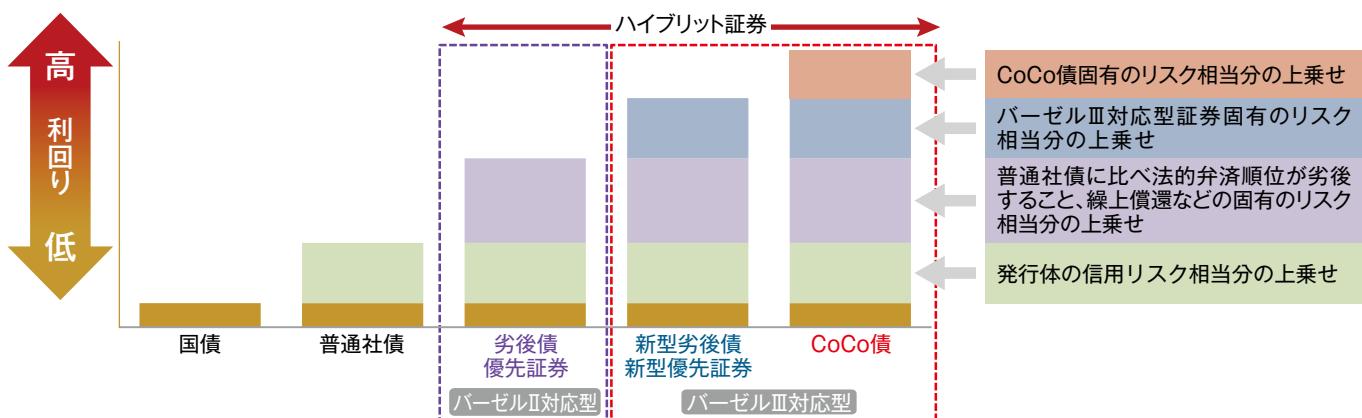
CoCo債 (Contingent Convertible Securities:偶発転換証券)は、発行体である金融機関の自己資本比率が、あらかじめ定められた水準を下回った場合などにおいて、元本の一部または全部が削減されたり、強制的に株式に転換されるなどの仕組み(トリガーライフ)を有している証券です。

上記は一般的な特性等を示したものであり、すべてのケースにあてはまらない場合があります。

ハイブリッド証券の利回りと固有のリスク

- ハイブリッド証券は、一般に国債や普通社債に比べ固有のリスク相当分の上乗せがあり利回りは相対的に高く設定されています。
- バーゼルⅢ対応型証券は、規制当局から実質破綻とみなされた場合に元利金等が削減されるなどのリスクがあるため、さらに利回りが高く設定されています。
- またCoCo債には、発行体の自己資本比率があらかじめ定められた水準を下回った場合、元利金等の削減や普通株式に強制的に転換されるなどの固有のリスクがあります。

ハイブリッド証券の利回りと固有リスクのイメージ

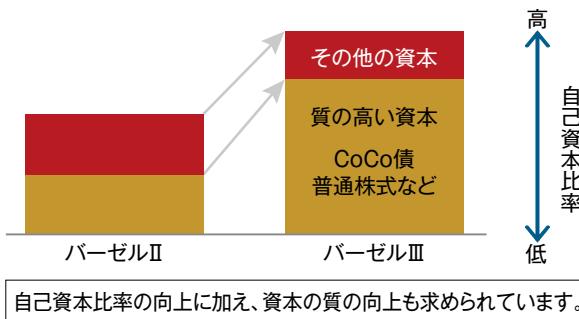


上記は一般的な特性等を示したものであり、すべてのケースにあてはまらない場合があります。

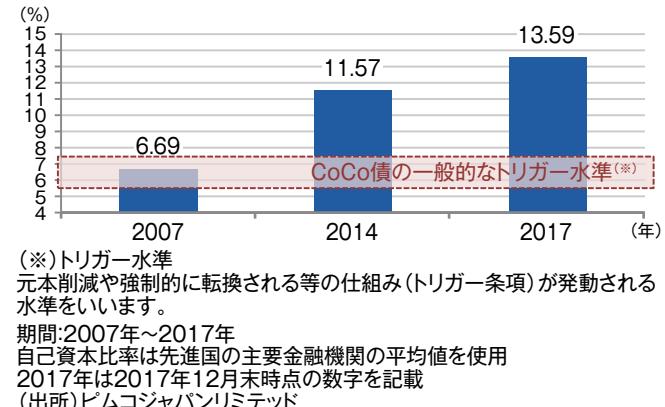
金融機関に求められる自己資本規制

- リーマンショック時のような金融危機を未然に防ぐため、国際的に業務を展開する大手金融機関に対して、新たな自己資本規制（バーゼルⅢ）が2013年に導入されました。
- バーゼルⅢでは、金融機関に対して自己資本強化、すなわち財務の健全性の改善・維持を求めており、グローバルな金融機関の自己資本は厚みを増しています。

自己資本比率と資本の質（イメージ）



グローバル金融機関の自己資本比率の推移



上記数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。

(ご参考)バーゼルⅢについて

- ◆ バーゼルⅢは、主要国の金融監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が2010年9月に公表した、国際的に活動する銀行の健全性の強化や連鎖的破綻の防止を目的とする新たな自己資本規制のことです。本規制は、1988年に銀行の自己資本比率に関する規制「バーゼル規制」として公表、2004年には、金融機関のリスクを厳格化した「バーゼルⅡ」が公表され、バーゼルⅢはそれに次ぐ、新たな規制強化策として公表されています。

※バーゼルⅢは2017年12月に最終見直しを行い、2022年からの段階的導入、2027年での完全実施が最終合意されています。

発行体は世界を代表する金融機関が中心

- 本ファンドが投資対象とするハイブリッド証券の発行体は、国際的な金融システムの安定に欠かせない金融機関(G-SIFIs:ジーシフィーズ)として認定された銀行を中心としています。
- G-SIFIsとして認定された銀行は、世界の銀行の中でもより高い財務健全性が求められています。

G-SIFIsとして認定されている銀行

(2018年11月公表)



※個別銘柄に言及していますが、当該銘柄の組入れを約束するものでも売買を推奨するものではありません。
出所:FSB(金融安定理事会)の資料をもとにSBIアセットマネジメントが作成。

G-SIFIsとは

G-SIFIs(Global Systemically Important Financial Institutions)とは、主要国の中央銀行や金融監督当局などで構成されている金融安定理事会(FSB)が、国際的な金融システムの安定に欠かせないと認定した金融機関をいいます。(毎年改定)

カバードコール戦略～インカム性収入を高める戦略～

- 本ファンドでは、利回り水準の高い証券に投資するだけでなく、米ドル(対円)にカバードコール戦略を用いることで、更なるインカム収入の獲得を目指します。
- ハイブリッド証券の高い利回りに加えて、オプションプレミアムのインカム収入を獲得することで、安定的な配当等収益の確保を目指します。

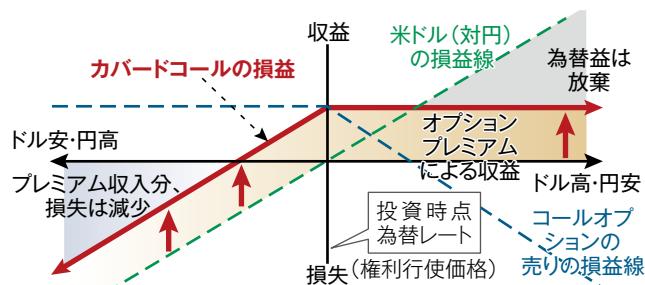
＜本ファンドにおけるインカム性収入イメージ＞



カバードコール戦略の損益イメージ

- 一般にカバードコール戦略とは、「①原資産(株式や通貨)の買い」と「②コールオプションの売建て」を行なう戦略のことを指します。本ファンドにおいては、①米ドル(対円)の買いと、②米ドル(対円)を原資産とするコールオプションの売建てを行なっています。
- 権利行使価格を超える為替差益は放棄するものの、コールオプションの売却による安定的なインカム収入の獲得を目指す戦略です。

カバードコール戦略 損益イメージ



カバードコール戦略の特徴

- 米ドル(対円)の価格推移に関わらず、オプションプレミアム収入が獲得できます。
- ドル安・円高になる場合に、為替差損がプレミアム分軽減されます。
- ドル高・円安になる場合の為替差益を得られなくなりますが、その対価としてオプション・プレミアムの獲得による収益の上乗せが期待できます。

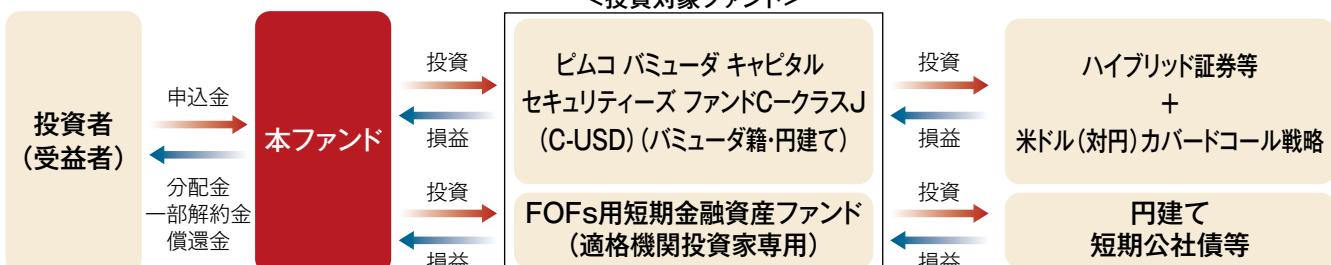
《本ファンドにおけるカバードコールの運営》

- ・米ドル(対円)を原資産とする満期1ヶ月のコールオプション。原則としてカバー率100%、権利行使価格は取引時点の為替レートと同水準とします。
- ・満期を迎えるごとに新たな戦略を構築します。
- ・カバー率とは保有資産に対するオプションのポジションのことをいいます。

ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。

＜投資対象ファンド＞



原則として、ピムコ バミューダ キャピタル セキュリティーズ ファンドC-クラスJ(C-USD)の投資比率は高位を維持することを基本とします。

投資対象ファンドの詳細は後述「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

追加的記載事項

■投資対象ファンドの概要

名称	ピムコ バミニューダ キャピタル セキュリティーズ ファンドCークラスJ(C-USD) (バミニューダ籍・円建て)
形態	バミニューダ籍外国投資信託／円建て
運用目的・運用方針	金融機関が発行するCoCo債(偶発転換証券)等のハイブリッド証券を主要投資対象とし、トータル・リターンを最大化することを目的とします。 ・独自のリサーチとピムコ社の国際的な取引基盤を活用し、主に世界の銀行や保険会社等の金融機関が発行するハイブリッド証券に投資します。 ・ハイブリッド証券の他に、金融機関等の発行する株式、国債及び社債等にも投資することができます。 ・証券の発行体が属する国による制限は設けません。 ・米ドル(対円)のコールオプションを売却し(以下「カバードコール戦略」といいます)、オプション料(プレミアム)の追加的なリターンの獲得を目指します。 ・カバードコール戦略の想定元本は、通常時において純資産総額と同程度とします。
主な投資制限	・通常時においては、純資産総額の80%以上を金融機関の発行する証券に投資します。 ・普通株式への投資は、純資産総額の10%を上限とします(CoCo債等の転換による取得を除きます)。 ・ソブリン債(政府及び政府機関が発行する債券等)以外の同一の発行体への投資は、純資産総額の7.5%を上限とします。
収益分配	管理会社の判断により原則として毎月、分配を行う方針です。
運用・管理報酬	ありません。
その他の費用	信託財産に関する租税／組入有価証券の売買委託手数料／ファンド設立にかかる費用／借入金の利息／訴訟関係の費用等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
決算日	6月30日
管理会社・運用会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
保管会社・管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ
名称	FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)
運用目的・運用方針	主として、「短期金融資産 マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等(短期公社債及び短期金融商品を含みます。)を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
信託期間	原則として無期限(設定日:2010年6月14日)
決算日	毎年9月25日(日本の銀行が休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	純資産総額に対し年0.1404% ^{**} (税抜0.13%) ※消費税率が10%となった場合は、年0.143%となります。
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

主な投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ デリバティブの直接利用は行いません。

分配方針

原則、毎月17日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。



- 上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。
- 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差引いた後、原則として再投資されます。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

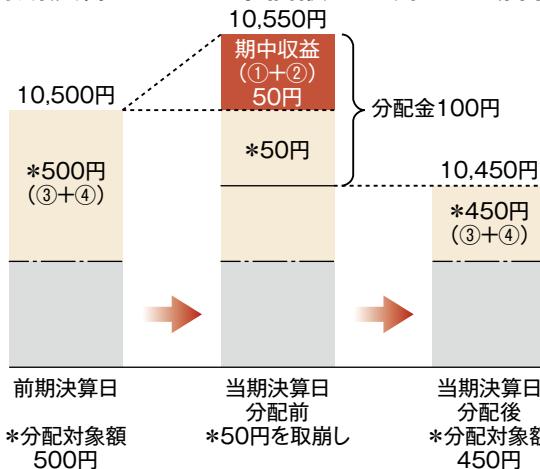
投資信託で分配金が支払われるイメージ



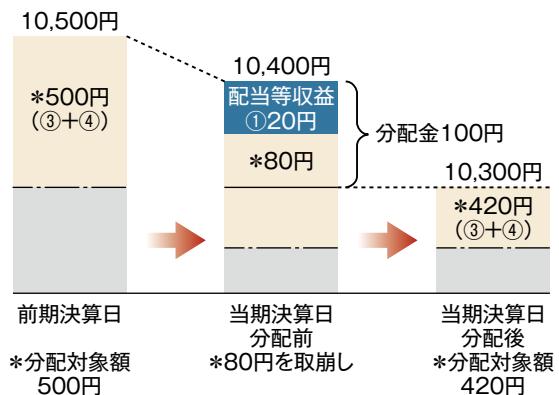
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

■ 前期決算日から基準価額が上昇した場合



■ 前期決算日から基準価額が下落した場合

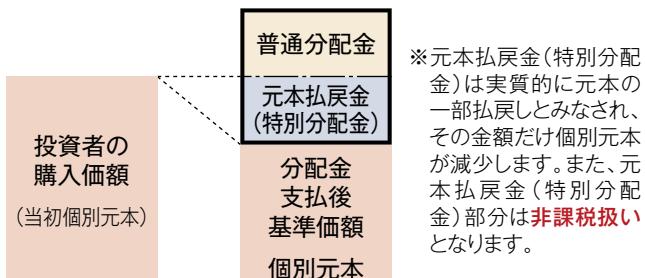


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

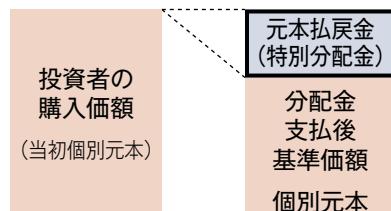
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合)



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

金利変動リスク	金利は、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。また、一般に金利が上昇した場合にはハイブリッド証券の価格は下落します。これらの影響によりハイブリッド証券の価格が下落した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
信用リスク	ハイブリッド証券の発行体が経営不振や資金繰りの悪化等に陥った場合に利息の支払いが減額、繰り延べまたは停止されるリスクがあります。また、それが予想される場合にはハイブリッド証券の価格が下落し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
ハイブリッド証券への投資に伴う固有のリスク	<ul style="list-style-type: none">一般にハイブリッド証券の法的な弁済順位は普通株式に優先し普通社債より劣後します。したがって、発行体が破綻等に陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。その場合には、本ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす可能性があります。一般にハイブリッド証券は、繰上償還条項が付与されていますが、繰上償還の実施は発行体の決定によるため、繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、予定期日に償還されない場合、または繰上償還を行わないと予想される場合にはハイブリッド証券の価格が下落し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。ハイブリッド証券の一部には、発行体の自己資本比率が一定水準を下回った場合や、実質破綻状態にあると規制当局が判断した場合等に、普通株式に強制的に転換される、または元本の一部もしくは全部が削減される条項(トリガー条項)等がついているものがあります。これらが実施された場合には損失が一旦確定し、本ファンドの基準価額は影響を受け大きく損失を被ることがあります。なお、普通株式に転換された場合には、株価変動リスクを負うことになります。一般にハイブリッド証券は、利息または配当の支払繰延条項が付与されており、発行体の業績及び財務状況等が悪化し経営不振となった場合、利息または配当の支払いが停止・繰延されることがあります。ハイブリッド証券に関する法制度の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、本ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。
カバードコール戦略に伴うリスク	本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券が採用するカバードコール戦略では以下のリスクがあります。 <ul style="list-style-type: none">米ドル(対円)のコールオプションを売却するカバードコール戦略を活用するため、米ドルが円に対して上昇した場合でも、コールオプションの権利行使価格以上の値上がり益は放棄することになります。その場合、米ドルに投資した場合に比べ投資成果が劣る可能性があります。売却したコールオプションの評価値は、売却後に価格水準やボラティリティが上昇した場合には上昇し、これにより損失を被り、ファンドの基準価額が下落することがあります。換金にともないカバードコール戦略を解消する際には、市場動向や市場規模等によっては解消にともなうコストが発生し、ファンドの資産価値が減少する要因となることがあります。コールオプションの売りを行うことにより得られるオプションプレミアムの水準は、当該売りを行う時点の価格水準や権利行使水準、ボラティリティ、権利行使日までの期間、金利水準、配当(分配)水準、需給等複数の要因により決まりますので、当初想定したようなオプションプレミアムの水準が確保できない可能性があります。カバードコール戦略において、特定の権利行使期間で価格が下落した場合、再度カバードコール戦略を構築した場合の値上がり益は、戦略再構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後に当初の水準まで価格が回復しても、本ファンドの基準価額の回復は緩慢になる可能性があります。



投資リスク

為替リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、為替レートが円高方向にすすんだ場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。また、本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券では、米ドル建て以外で発行される証券については原則として、米ドル建てとなるように為替ヘッジを行います。したがって米ドルの金利が当該通貨の金利より低い場合にはその金利差相当分程度のコストがかかります。
特定業種への集中投資リスク	本ファンドは実質的に金融機関が発行するハイブリッド証券を投資対象とするため、金融政策や規制当局の動向など金融セクター固有の要因によって基準価額が変動することがあります。
カントリーリスク	投資対象である発行行の国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動します。これらにより、本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

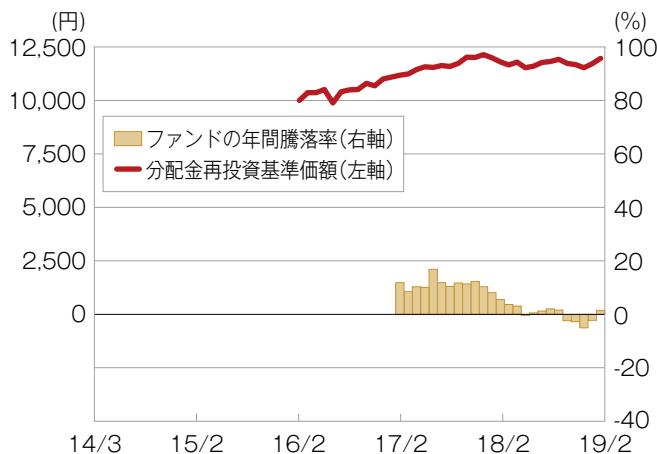
リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

参考情報

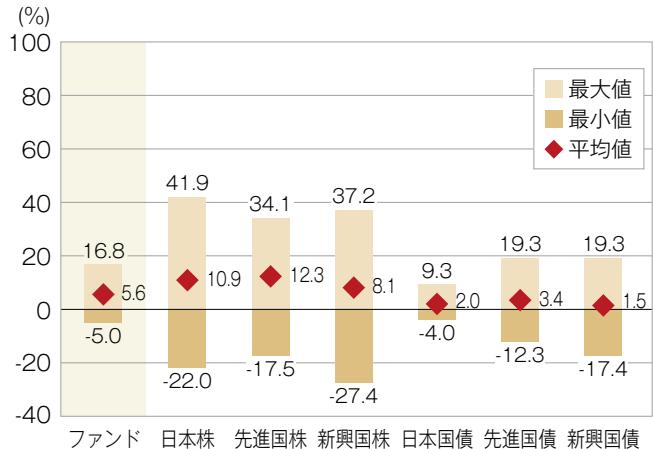
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2014年3月～2019年2月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド:2017年2月～2019年2月
代表的な資産クラス:2014年3月～2019年2月



*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。
- *代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

（代表的な資産クラスの指標）

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株	MSCI KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI国債
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

（著作権等について）

- 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。



運用実績

基準価額・純資産の推移

(設定日(2016年2月26日)~2019年2月28日)



*基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

(基準日:2019年2月28日)

基準価額(1万口当たり)	8,638円
純資産総額	50.67億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第31期(2018年10月17日)	80円
第32期(2018年11月19日)	80円
第33期(2018年12月17日)	80円
第34期(2019年1月17日)	80円
第35期(2019年2月18日)	80円
直近1年間累計	1,260円
設定来累計	3,200円

主要な資産の状況

《構成比率》

	比率
ピムコ バミューダ キャピタル セキュリティーズ ファンドC-クラスJ(C-USD) (バミューダ籍・円建て)	97.98%
FOFs用短期金融資産ファンド	0.02%
現金等	2.00%
合計	100.00%

*構成比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

*「現金等」には未払金を含むため、マイナス表示になる場合があります。

*比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《投資対象ファンドにおける組入上位10銘柄》

ピムコ バミューダ キャピタル セキュリティーズ ファンドC-クラスJ(C-USD) (バミューダ籍・円建て)

順位	銘柄名	発行国	債券種別	償還日	債券格付け		クーポン	組入比率
					ムーディーズ	S&P		
1	ラボバンク	オランダ	優先証券	—	—	—	6.50%	4.65%
2	ネーションワイド・ビルディング・ソサエティー	英国	優先証券	—	—	—	10.25%	4.24%
3	HSBC	英国	CoCo債	—	Baa3	—	6.00%	3.72%
4	KBC銀行	ベルギー	CoCo債	—	—	BB+	4.25%	3.57%
5	ロイズ バンキング グループ	英国	CoCo債	—	Baa3	BB-	7.88%	3.44%
6	インテーザ・サンパオロ・エッセ・ピー・ア	イタリア	CoCo債	—	Ba3	BB-	7.75%	3.41%
7	サンタンデール銀行	英国	CoCo債	—	Ba1	B+	7.38%	3.39%
8	サンタンデール銀行	スペイン	CoCo債	—	Ba1	—	6.25%	3.28%
9	バークレイズ	英国	CoCo債	2022/11/21	—	BB+	7.63%	2.78%
10	ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行	スペイン	CoCo債	—	Ba2	—	8.88%	2.59%

*銘柄名については実質的な発行体名を表示しております。

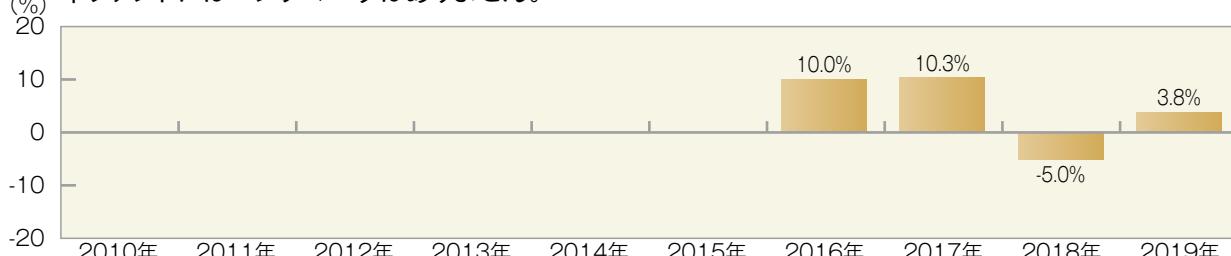
*CoCo債にはバーゼルⅢ対応型劣後債を含みます。

*債券格付は、ムーディーズ社もしくはS&P社による格付を採用し、表中の左側がムーディーズ社、右側がS&P社による格付を記載しています。

なお、格付がない場合は、「—」にて表記しています。

年間收益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



*ファンドの年間收益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

*2016年は設定日2016年2月26日(10,000円)から12月末まで、2019年は2月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からのお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所のいずれかの休業日にあたる場合には、購入・換金の受付を行いません。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込みとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	2019年5月18日(土)～2020年5月15日(金) ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及びすでに受けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	2026年2月17日まで(設定日:2016年2月26日) 信託期間の延長が有利であると認めたときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき ・ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合
決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.sbiam.co.jp/
運用報告書	毎年2月、8月の決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社より交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

手続・手数料等

ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.24%*(税抜:3.0%)を上限 として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 ※消費税率が10%となった場合は3.3%となります。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等の対価
信託財産留保額	かかりません。	—

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に 年1.9818%*(税抜:年1.835%) を乗じて得た額とします。 信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 ※消費税率が10%となった場合は年2.0185%となります。 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 なお、委託会社の信託報酬には、運用指図に関する権限の一部を委託する投資顧問会社(ピムコジャパンリミテッド)に対する報酬年0.9072%*(税抜:年0.84%)が含まれます。 ※消費税率が10%となった場合は年0.924%となります。 〈信託報酬の配分(税抜)〉	
	支払先	料率
	委託会社	年1.11%
ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価(投資顧問会社への運用指図権限の一部委託に関する報酬を含む)		
販売会社		
購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価		
受託会社		
運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価		
上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。		
<その他本ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる信託報酬>		
・ピムコ バミューダ キャピタル セキュリティーズ ファンドC-C-クラスJ(C-USD)(バミューダ籍・円建で)は、運用報酬などはかかりません。委託会社の信託報酬から本ファンドの投資顧問会社であるピムコジャパンリミテッドに対する報酬が支払われます。		
・FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)は、本ファンドが組入れる日々の残高に対し年0.1404%*(税抜:年0.13%)を乗じて得た額を間接的にご負担いただきます。		
※消費税率が10%となった場合は、年0.143%となります。		
その他の費用 及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引されます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。	

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- 上記は、2019年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合
NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

